

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針 有識者検討会開催要領

第 1 目的

お茶の振興に関する法律（平成23年法律第21号）に基づき、平成24年 4 月に策定された茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）について、本検討会を通じて、茶業を巡る情勢を踏まえ、見直しの検討を行うための意見を聴取する。

第 2 開催時期

令和 2 年 3 月に 2 回程度開催するものとする。

第 3 参集範囲

有識者 : 学識経験者

茶業団体 : 日本茶業中央会

その他 : 試験研究機関、消費者 等

なお、必要に応じて招集対象を追加・変更できるものとする。

第 4 内容

- 1 茶業をめぐる情勢について
- 2 基本方針の見直しについて
- 3 その他